

7 福祉障地第1002号  
令和8年1月13日

各障害福祉サービス事業者 管理者 殿

東京都福祉局障害部施策推進部長  
梶野 京子  
(公印省略)

### 令和8年度地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定等について（通知）

日頃から東京都の障害福祉施策に御理解御協力をいただき、ありがとうございます。  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、令和6年4月1日以降、都道府県が行う障害福祉サービス等の事業者指定等に対し、区市町村が意見を申し出ることができる仕組みが開始されたところです。

これに伴い、各区市町村は、都道府県に対し障害福祉サービス等を実施しようとする事業者等から新規指定等の申請があった際、都道府県に対して申請があったことについて、「通知の求め」ができることとされました。

つきましては、「通知の求め」がある区市町村に所在する地域においては、指定申請に当たり、下記のとおり取り扱いますので、御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1 指定申請前の事前相談について

都はこれまで訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）以外の障害福祉サービス等の指定申請を予定している事業者については、都への指定申請前に運営方針、職員体制、利用予定者数等について区市町村と事前相談を行っていただいていましたが、「通知の求め」があった区市町村については、訪問系サービスについても、事前相談を行っていただくことになります。

また、相談内容については記録をお願いします（別添「関係機関との相談議事録シート」は参考様式です。適宜御活用ください）。

##### 2 都への指定相談について

都（公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室）への指定相談の際に、区市町村との事前相談の内容について報告願います。

##### 3 都から区市町村への通知について

都は「通知の求め」があった区市町村において指定申請があった場合には、原則として、指定月前月の5日までに、以下の資料を区市町村に通知します。

- (1) 指定申請書（第1号様式）
  - ア 事業所の名称及び所在地
  - イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名
  - ウ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (2) 資金収支予算書（訪問系サービスを除く。）
  - ア 利用者の推定数
- (3) 運営規定
- (4) 障害者総合支援法第36条第3項又は児童福祉法第21条の5の15第3項非該当誓約書（役員一覧）
  - ア 代表者の生年月日
- (5) 図面

#### 4 区市町村から都への意見の申出について

上記3の通知を受けた区市町村は、指定月前月の原則15日までに、以下の事項を記載した書類を都へ提出します。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービス等の種類
- (2) 障害福祉サービス事業者等の名称
- (3) 都が指定を行うに当たって条件を付すことを求める旨及びその理由
- (4) 条件の内容
- (5) その他必要な事項

#### 5 指定及び条件の遵守状況について

都は、区市町村からの意見を勘案し、必要に応じ条件を付した上で指定等を行います。なお、条件を付した場合、その条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることがあります。

#### 6 通知の求めがあった区市町村について

東京都のホームページ及び東京都障害者サービス情報に掲載していますので、御確認いただき、手続きに遗漏がないよう、対応願います。

##### 【東京都ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/municipal-opinion>

##### 【東京都障害者サービス情報】

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=001-004>

#### 7 事業者指定までの流れ

「通知の求め」のあった区市町村において、当該区市町村が求める障害福祉サービス等の指定申請をする際は、別紙1「新しい仕組みにおける事業者指定の流れ」を御参照ください。

## 8 その他

指定申請に当たり、不明な点がありましたら、別紙2「担当一覧」に記載の担当まで御連絡ください。

### 【担当】

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 地域支援担当  
電話 03（5320）4338